

## 新型コロナウイルス情報（ボツワナ）（7/14 現在）

○ボツワナ政府は、会議、エンターテイメント等の開催に関する規制を緩和しました。

○事態は刻々と変化しますので最新情報の入手に努めてください。

1 13日、ボツワナ政府は官報上で会議、エンターテイメント等の開催に関する規制緩和を発表しました。その概要は以下のとおりです。

（1）会議、ワークショップ、カンファレンスは以下の条件を満たしている場合開催してよい：

ア 参加者が75名を超えないこと。

イ 会議、ワークショップ、カンファレンスに参加するために Covid-19 ゾーンを越えた移動をしないこと。

ウ 主催者は、保健サービス局長、あるいはその目的のために保健サービス局長が認可した者に、以下の保健サービス局長が指定した Covid-19 感染拡大の指針を遵守する能力があると認められた場合に、会議、ワークショップ、カンファレンスを開催してよい：

- ・全ての参加者は、布製マスク、鼻と口を覆う自家製のものあるいは他の鼻と口を覆うことができる適切なものを着けなければならない。

- ・全ての参加者は、主催者から手洗いのためのきれいな水、石けんを提供されなければならない、あるいは手指消毒液を提供されなければならない。

- ・人と人の間に2メートルの社会的距離を確保しなければならない。

- ・主催者は参加者全員の熱を測り37.4度以上の熱がある者は入場することが許されず、同時に保健サービス局長に報告しなければならない。

- ・保健サービス局長の指示の下、開催場所を毎日消毒しなければならない。

- ・密閉された空間では換気のために2時間に一度30分の休憩を挟まなければならない。

- ・会議、ワークショップ、カンファレンスが開催される施設等に入入りした者が Covid-19 の感染者と接触していた、あるいは、当該場所に入入りした者が Covid-19 の検査で陽性となった等、合理的な疑いが出た場合、保健サービス局長の指示において、開催場所が閉鎖される。

- ・主催者は、接触追跡のため、参加者全ての個人情報及び連絡先情報の登録をしなければならない。

- ・当該登録情報は、接触追跡のために保健サービス局長に開示される他、法執行機関が違反がないかどうか調べるために開示される。

（2）芸術活動、エンターテイメント等に関する規制緩和

ア 以下の芸術及びエンターテイメント施設の再開を認める：

アートギャラリー、劇場（theatres）、演劇場（amphitheaters）、カンファレンスホール、映画館、レコーディングスタジオ、テレビ、その他のイベントが開催される施設

イ 以下の芸術及びエンターテイメント活動に関する準備のための集まりを認める：

展示会、演劇、DJ、ジャズ、詩、コメディ、合唱、伝統な歌・踊り、伝統的な楽器

ウ 主催者は、保健サービス局長、あるいはその目的のために保健サービス局長が認可した者に、以下の保健サービス局長が指定した Covid-19 感染拡大の指針を遵守する能力があると認められた場合に、芸術、エンターテイメント活動を開催してよい：

- ・施設においてパフォーマーを除く参加者が75名を超えないこと。
- ・一度の活動において75名を超えないこと。
- ・全ての参加者は、布製マスク、鼻と口を覆う自家製のものあるいは他の鼻と口を覆うことができる適切なものを着けなければならない。
- ・全ての参加者は、主催者から手洗いのためのきれいな水、石けんを提供されなければならない、あるいは手指消毒液を提供されなければならない。
- ・人と人の間に2メートルの社会的距離を確保しなければならない。
- ・保健サービス局長の指示の下、開催場所を毎日消毒しなければならない。
- ・換気のために2時間に一度30分の休憩を挟まなければならない。
- ・芸術活動、エンターテイメント等が開催される施設等に入入りした者が Covid-19 の感染者と接触していた、あるいは、当該場所に入入りした者が Covid-19 の検査で陽性となった等、合理的な疑いが出た場合、保健サービス局長の指示において、開催場所が閉鎖される。
- ・主催者は参加者全員の熱を測り37.4度以上の熱がある者は入場することが許されず、同時に保健サービス局長に報告しなければならない。
- ・主催者は、接触追跡のため、参加者全ての個人情報及び連絡先情報の登録をしなければならない。
- ・当該登録情報は、接触追跡のために保健サービス局長に開示される他、法執行機関が違反がないかどうか調べるために開示される。

2 政府発表等は、ボツワナ政府公式フェイスブックページ「BWgovernment」で閲覧可能ですので、よく原文を確認するようにお願いいたします。

<https://www.facebook.com/BotswanaGovernment/>

(ご連絡先)

在ボツワナ日本国大使館

住所：4th Floor Barclays House, Plot 8842, Khama Crescent, Gaborone, Botswana

開館時間：8：30-12：00 14：00-16：30

電話：(+267) - 391 - 4456

Email でのお問合せ：information@gr.mofa.go.jp